

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

- 生活保護法による医療機関の指定 (社会福祉課) 一
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (同) 三
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出 (同) 四
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出 (同) 四
- 保安林の指定 (森林整備課) 四
- 道路の区域変更 (道路課) 四
- 道路の供用開始 (同) 五
- 土地改良区役員の退任の届出 (東部地方振興事務所) 五
- 砂利採取業務主任者試験の実施 (産業立地推進課) 五
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (道路課) 六
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 八
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (契約課) 八
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (警察本部会計課) 一〇
- 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則 (警察本部会計課) 一〇

告 示

○宮城県告示第五百八十一号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十

ページ

号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和六年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
なとり駅前歯科クリニック	名取市増田二一三三六	令和六年七月一日
訪問看護ステーション 共生	大崎市古川旭五丁目三三三 STビルB棟二階中央	令和六年五月十五日
訪問看護ステーション ほのか	大崎市古川北稲葉三丁目一三番三四号	令和六年六月一日
調剤薬局ツルハドラッグ 気仙沼東新城店	気仙沼市東新城二丁目六一五	令和六年八月一日
一迫薬局	栗原市一迫真坂字清水町田一五一	令和六年九月一日
ありまファミリークリニク	加美郡加美町字町裏三三〇一	令和六年七月一日
おおぞら薬局 名取店	名取市上余田字市ノ坪二七五二	令和六年六月一日
まつもと整形外科リハビリテーションクリニック	角田市角田字町一九二	令和六年六月一日
かえて薬局 角田店	角田市角田字牛館五三	令和六年六月三日
おおぞら薬局 桜店	岩沼市桜一丁目一〇	令和六年六月一日
ななほし薬局	栗原市若柳字川北中町一八	令和六年五月一日
あおうだ矯正歯科クリニック	塩竈市本町二一九 DO PLAZA COMビル二F	令和六年六月一日
森産婦人科医院	気仙沼市入沢四一五	令和六年六月一日
Dデンタルクリニック	名取市増田六丁目二一三	令和六年六月一日
杉山歯科医院	多賀城市大代五一二一	令和六年六月一日
東松島かどわき歯科クリニック	東松島市矢本字穴尻六八一四	令和六年六月一日

本間医院	いしのまき訪問歯科クリニック	かわらだ内科・胃大腸クリニック	大街道もり眼科医院	なの花薬局	くまのみ皮ふ科クリニック	とめ眼科クリニック	こばやしクリニック	いしづか内科クリニック	熱海医院	杜の丘デンタルクリニック	津川歯科医院	よしだ歯科医院	町南診療所	えんどう歯科医院	鹿島台中央薬局	森歯科医院	仁歯科クリニック	佐藤医院	調剤薬局くりつぷ
塩竈市本町三二〇	石巻市山下町一丁目七二二六 シティハイムアークヒルズシェモアF	石巻市鑄銭場一〇〇	石巻市大街道西二一〇二六	加美郡加美町字町裏三四三一	富谷市富ヶ丘二丁目一四三	登米市迫町佐沼字萩洗二丁目一	岩沼市土ヶ崎二丁目三番一〇号	石巻市恵み野五〇一三三八	遠田郡美里町素山町一八番地一号	黒川郡大和町杜の丘一丁目一六	巨理郡巨理町字中町東二三〇一	柴田郡柴田町船岡南一〇九一	柴田郡村田町村田字町南三三一	柴田郡大河原町新南三七一五	大崎市鹿島台平渡字巳待田四二四番一	大崎市古川駅東二一八七〇	大崎市古川駅前大通二一三二	大崎市鳴子温泉湯元九二一	大崎市赤井字台五三一四
令和六年七月一日	令和六年七月一日	令和六年七月一日	令和六年七月一日	令和六年七月一日	令和六年七月一日	令和六年七月一日	令和六年七月一日	令和六年五月二十九日	令和六年六月一日	令和六年六月一日	令和六年六月一日	令和六年六月一日	令和六年六月一日	令和六年六月一日	令和六年六月一日	令和六年六月一日	令和六年六月一日	令和六年六月一日	令和六年六月一日

おやま小児科クリニック	刀根歯科医院	にいの歯科	いのまた眼科	おおさき南調剤薬局	みどり薬局	若林歯科医院	鎌田内科クリニック	みやぎ北部循環器科	藤野歯科クリニック	まるき内科クリニック	たまがけ医院	さくた内科クリニック	上中デンタルクリニック	コソコソクリニック多賀城整形外科	加藤小児科内科医院	菅原歯科医院	おだか医院	塩竈調剤薬局	日本調剤 塩釜薬局
黒川郡大和町吉岡字館下二二一五	宮城郡利府町青葉台三一八五	巨理郡山元町坂元字道合三九一	柴田郡大河原町西町八〇一三	大崎市古川中島町八番四六号	大崎市古川台町四一三五	大崎市鳴子温泉湯元九三二	大崎市古川諏訪二二二二八	大崎市古川字本鹿島一四五	東松島市矢本字大溜二四一	栗原市志波姫堀口十文字一〇一	栗原市一迫真坂字町東二八	栗原市築館源光四一四七	岩沼市土ヶ崎二丁目八一二二	多賀城市高橋四丁目二〇番五号	白石市大手町三番一三三	気仙沼市南郷五一三	気仙沼市田中前四一〇一	塩竈市玉川一〇九一六三	塩竈市佐浦町一四一二一
令和六年七月一日	令和六年七月一日	令和六年七月一日	令和六年七月一日	令和六年七月一日	令和六年七月一日	令和六年七月一日	令和六年七月一日	令和六年七月一日	令和六年七月一日	令和六年七月一日	令和六年七月一日	令和六年七月一日	令和六年七月一日	令和六年七月一日	令和六年七月十日	令和六年七月一日	令和六年七月一日	令和六年七月一日	令和六年七月一日

おがわ歯科	加美郡加美町下野目下久保南三一	令和六年七月一日
米谷医院	遠田郡涌谷町田町裏一九一番地一	令和六年七月一日
藤野整形・スポーツ・痛みクリニック	東松島市矢本字大溜二五番地一	令和六年七月一日
東海林内科胃腸科	石巻市門脇字二番谷地一三一五六二	令和六年八月一日
有限会社 穀町調剤薬局	石巻市穀町五一二五	令和六年八月二十日
金澤歯科医院	気仙沼市新町四一六	令和六年八月一日
調剤薬局ツルハドラッグ 気仙沼東新城店	気仙沼市東新城二丁目六一五	令和六年八月一日
朝倉医院	白石市本町八九	令和六年八月一日
たかとかく歯科医院	名取市大手町五一七七一五	令和六年八月一日
阿部内科医院	角田市角田字牛館八九一三	令和六年八月一日
医療法人寶樹会仙塩総合病院	多賀城市桜木二一一一	令和六年八月一日
南館歯科医院	岩沼市桑原一六一八	令和六年八月一日
さくら薬局	岩沼市桜四一五一九	令和六年八月一日
千葉医院	登米市迫町佐沼字天神前八〇	令和六年八月一日
ありかべ調剤薬局	栗原市金成有壁上原前五一三	令和六年八月一日
大崎ペインクリニック 有限会社ひまわり薬局南町店	大崎市古川大宮三丁目八番一〇号 大崎市三本木字南町三八一二	令和六年八月一日 令和六年八月一日
村上歯科医院	刈田郡蔵王町円田字西浦上二一二	令和六年八月一日
さくらの杜診療所	柴田郡大河原町字広表三三三四	令和六年八月一日
八木沼眼科クリニック	柴田郡柴田町船岡東二一八一三九	令和六年八月一日

仙塩府病院

宮城郡利府町青葉台二丁目二一〇八

令和六年八月一日

○宮城県告示第五百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和六年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ありまファミリークリニック	加美郡加美町字西町一九番地	令和六年六月三十日
ささき整形外科医院	石巻市大橋二二二一	令和六年四月三十日
さく薬局水明店	石巻市大橋二二二一五	令和六年五月二十二日
佐々木小児科医院	気仙沼市本郷九番地二	令和六年三月三十一日
気仙沼市立本吉病院	気仙沼市本吉町津谷明戸二二二番地二	令和六年三月三十一日
有限会社菅野薬局	白石市字本町九七	令和六年四月三十日
なの花薬局名取熊野堂店	名取市高館熊野堂字岩口下四五番七号	令和六年四月三十日
クオール薬局岩沼店	岩沼市中央三丁目四一二七	令和六年三月三十一日
遠藤医院	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字寺山二一一	令和六年四月三十日
大和クリニック	黒川郡大和町まいの二二二四	令和六年三月三十一日
宮城調剤薬局中新田店	加美郡加美町字百目木一一二四一一	令和六年三月三十一日
木村歯科医院	遠田郡涌谷町新町三三三	令和六年三月三十一日
いしづか内科クリニック	石巻市恵み野五一〇一三八	令和六年五月二十八日

岩瀨齒科医院	石巻市鹿又字新田町浦五八	令和六年四月三十日
おおぞら薬局名取店	名取市上余田字市ノ坪二七五―二	令和六年五月三十一日
おおぞら薬局桜店	岩沼市桜一丁目一―一〇	令和六年五月三十一日
ななほし薬局	栗原市若柳字川北中町一八	令和六年四月三十日
藤野整形外科	東松島市矢本字大溜二五―一	令和六年六月三十日

○宮城県告示第五百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

令和六年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前 リハナースステーション古川	大崎市古川台町二―二三	令和五年三月一日
変更後 ひばり訪問看護ステーション大崎		

○宮城県告示第五百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨届出があった。

令和六年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
	宮城県知事 村 井 嘉 浩	

広瀬齒科医院

白石市西益岡町一〇―一

令和六年五月七日

○宮城県告示第五百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

令和六年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

気仙沼市廻館二の一、三の一、四の一（次の図に示す部分に限る。）、四の四から四の六まで、五の六の一、六の二（次の図に示す部分に限る。）、八の四、九、一〇、一〇の一、一一、一一の一、一二の二、一三の二、一九の三、五一の一、五一の二、五二の一、五三の一、五三の二、五六の七、五七の一、五八の一・五八の二・五九の一・一八五の一・一八六の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一八七、一八九の一（次の図に示す部分に限る。）、一八九の二、一九〇の一、一九〇の二、一九〇の四、一九一の一、一九一の二、一九三の一、一九三の二

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年九月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事

務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 古川登米線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
登米市米山町字善王寺大久保二九番一地从先	前	一六・〇	敷地の延長 (メートル)
から	後	四一・六	敷地の幅員 (メートル)
同市米山町字善王寺大久保二〇番三地从先まで		九・七	
		四一・六	
			一一三・九

○宮城県告示第五百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和六年九月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	古川登米線	登米市米山町字善王寺朝来下無番地先から同市米山町字善王寺大久保二〇番三地从先まで	令和六年九月六日

○宮城県告示第五百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、石巻市稲井土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

令和六年九月六日

宮城県東部地方振興事務所

所長 石 川 佳 洋

退任した者

公 告

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和六年四月六日	日野 伸章	石巻市高木字小西六十番地	理事

○砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定に基づき、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和六年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 試験日時

令和六年十一月八日（金）午前十時から正午まで

二 試験会場

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎十四階 経済商工観光部会議室

三 試験科目

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

四 受験手続

1 受験願書の受付期間は、令和六年九月三十日（月）から十月十二日（金）までとする。ただし、郵送の場合は、同日の消印のあるものまでを有効とする。

2 受験手数料は七千六百円とし、受験願書に七千六百円分の宮城県収入証紙を貼り付けて納めること。

3 受験願書は、宮城県経済商工観光部産業立地推進課ホームページからダウンロードすることができる。そのほか、産業立地推進課並びに各地方振興事務所及び地域事務所等で配布する。

4 受験願書の提出先

宮城県経済商工観光部産業立地推進課

〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

（電話〇二二二二二二二七三二）

5 受験願書の添付書類

写真（縦六センチメートル、横四センチメートルのものであって、受験願書提出前の六箇月以

内）

写真（縦六センチメートル、横四センチメートルのものであって、受験願書提出前の六箇月以

内）

内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和六年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び納入予定数量

凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、平均粒径三ミリメートル、運搬車種十トン車以下、宮城県

東部土木事務所登米地域事務所管内分）（単価契約） 七百七十トン

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結の日から令和七年三月三十一日まで

4 納入場所 宮城県東部土木事務所登米地域事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ

と。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しないこと。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員

による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わり

を持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用したりしていると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一

二一〇三三五）へ令和六年九月二十六日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システム（以下「システム」という。）の利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
 〒九八七-〇五一-一 宮城県登米市迫町佐沼字西佐沼一五〇番五号
 宮城県東部土木事務所登米地域事務所総務班（電話〇二二〇-二二二-七九九七）

3 郵送による入札説明書の交付期限
 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和六年九月二十五日（水）午後五時までに2宛て申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査
 (一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、令和六年十月一日（火）午前九時から令和六年十月九日（水）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年十月九日（水）午後五時までに必要書類を作成の上、提出し参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等
 (一) システムを用いて入札する場合
 入札期間 令和六年十月十五日（火）午前九時から令和六年十月十六日（水）午後五時まで
 (二) 書面により入札書を提出する場合
 イ 日時 令和六年十月十六日（水）午後五時まで
 ロ 場所 2に同じ
 ハ 郵送による場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入

札者の法人名等」、「開札日」及び「入札に係る調達物品の名称」を記載し、宮城県東部土木事務所登米地域事務所長宛てに親展で、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時までに開札場所へ提出できるものとする。

二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所 令和六年十月十七日（木）午後一時十分 宮城県登米合同庁舎五階入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他
 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同規則第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

3 契約保証金 財務規則第十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法
 (一) 入札金額は一キログラム当たりの単価を、一銭単位で記載すること。
 (二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 消費税及び地方消費税の相当額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）は、代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Antifreeze (Unit-price contract)
- 2 Period of Supply : From day of contract settlement to March 31, 2025.
- 3 Place of Delivery : Within jurisdiction area of Tome Regional Office, Tobu Public Works Office
- 4 Deadline for Bid Submission : October 16, 2024 (Wednes), 5 : 00 pm.
- 5 Contact Information : Riko Otomo, General Affairs Section, Tome Regional Office, Tobu Public Works Office, Miyagi Prefectural Government 150-5 Nishisanuma, Sanuma, Hasama Tome City, Miyagi 987-0511 Japan Tel: 0220-22-7997
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和六年九月六日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市大曲字前畑八十四番七

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

多賀城市八幡字庚田四番地の一 フィオーレF
二〇一 阿部 真也

多賀城市八幡字庚田四番地の一 フィオーレF
二〇一 阿部 姫夏

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和六年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 購入物品及び数量 車検機器等 一式
 - 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 納入期限 令和八年三月二十七日（金）

4 納入場所 宮城県立仙台高等技術専門校 二号館（宮城県仙台市宮城野区田子一丁目四一）
二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格取得した者であること。
宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二一条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒980-1857 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二二-三三三五)へ令和六年九月十九日(木)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。))を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980-1857 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班(担当 大畑 美如 電話〇二二-二二二-三三三五)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、

令和六年九月十九日(木)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年九月十九日(木)午前九時から令和六年十月一日(火)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年十月一日(火)午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和六年十月三日(木)午前九時から令和六年十月十五日(火)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和六年十月十五日(火)午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和六年十月十六日(水)午前十時 宮城県行政庁舎十階入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費

税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Vehicle inspection equipment, etc. (1 set)

2 Deadline for Delivery : March 27, 2026 (Fri.)

3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Sendai Vocational Training School

4 Deadline for Bid Submission : October 15, 2024 (Tue.), 5 : 00 pm.

5 Contact Information : Miyuki Ohata, Procurement Section, Government Contract Division,

Treasury Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City,

Miyagi Prefecture 980-8570 Japan TEL.: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和六年九月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 微物分析装置賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 令和七年十月一日から令和十三年九月三十日まで

4 履行場所 宮城県警察科学捜査研究所

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）

の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一三三三五）へ令和六年九月十八日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 担当課

〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二二二一七七一、内線二二三二）

2 入札説明書等の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和六年十月三日（木）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和六年十月二十一日（月）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1宛て必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和六年十月二十二日（火）午前九時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎地下一階入札室
四 入札に参加することができない者
二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters October 21, 2024, 5: 00 p.m.

2 Item/Service Required : Lease of microscopic analysis equipment - 1 set

3 Date and Place of Bid Selection : the Bidding Room, Miyagi Prefectural Police Headquarters

October 22, 2024, 9 : 30 am.
4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel. 022-221-7171 Ext. 2232

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第12号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年9月6日

宮城県公安委員会委員長 佐藤 勘三郎

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成22年宮城県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1の診断の対象者の欄中「第8条」を「第11条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。